

既設工場取得事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

空き工場などの遊休施設の活用を促し、活発な地域づくりを目指すために、事業者が既設の建物を購入し、工場または研究所として使用する事業を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
市内の建物及び土地（建物と同時に購入したものに限る。）の購入	製造業者	1 工場等として使用するものであること。 2 延べ面積が 500 m ² 以上の自社の事業の用に供されていない建物であること。 3 建物及び土地の投資額が1億円（中小企業者については5,000万円）以上であること。 4 親会社又は子会社から取得するものではないこと。 5 住居系地域ではないこと。 6 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
工場等の操業又は事業を開始した日以後において、課税されることとなる固定資産税及び都市計画税の合計額（建物及び土地に限る）以内を3年間（市外からの本社機能移転を伴う場合は、4年間）	1の年につき3,000万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、3,600万円）

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

認定申請期限	交付申請期限
助成対象事業の着手30日前まで	助成対象となる建物及び土地に固定資産税を課された翌年度の4月

